

國學院大學學術情報リポジトリ

〔書評〕 土佐秀里著 『律令国家と言語文化』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塩沢, 一平, Shiozawa, Ippei メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000724

〔書評〕

土佐秀里著

『律令国家と言語文化』

塩沢一平

千ページにも迫らんとする大著である。序章から第五章まで、掲載論文は三八本にも及ぶ。新稿も六本取められ、著書として読み応えだけでなく、本当に面白い著書である。

土佐氏は「追い書き」という名の「あとがき」の中で、何の計画性もなくその時々で面白いと思ったことだけを雑文として発表してきたと謙遜する。しかし、我々研究者が、研究史を丁寧辿り、それに少しばかりの新論を付け加えて良しとしている、その漫然とした態度に、氏の各論は、注意を促しているように思われる。緒論のすべてが、本質とは何かそれに迫るのが研究であり、それを問うことが重要であると述べており、真つ向勝負・首尾一貫した著書である。大著のうち新稿を中心に紹介し、最後に一番興味深かった論考について少し詳しく述べることにしよう。

総論として著書全体の意義を語る序章（―すべて新稿―）では、貴族文学としての『万葉集』を無前提に是とするのではなく、「貴族」性の認定行為には、想定される「非貴族」的な言語との差異が必然的に前提とされると述べる。また、漢籍を受容した表現の位相は、そのような修辭を成し得ない、社会階層を反措定することによって初めて見定められると語る（序章第一節「言語の自立性」と歴史記述の可能性）。

第一章「文字の思考」では、稗田阿礼の語りがなぜ記録されたのかをまず述べる。八世紀初頭に「文字の書物が作られなければならなかったという事実それ自身が、口頭伝承が権威を失い、文字の権威が確立したことを雄弁に物語って」おり、「声注」は古事記が（声）の伝承を装うためのものであったと述べる（第一節「文字の倒錯『古事記』序文」）。たしかに、律令官僚機構も少し遅れて八世紀後半「誦申公文」という口頭伝達から「申文刺文」に変化する。律令国家と言語文化が重なり合いながら変貌を遂げていく様子は首肯される。

第二章「感情」の発見 斉明朝・天智朝以降の各章は、律令国家の年代別に論考が並べられていく。同章第七節「額田王の『位置』（新稿）」では、額田王が、なぜ斉明期と天智期に性格を異にしつつ活躍したかを問う。斉明天皇は、石造美術や

道観などのみならず、新宮廷文化として「歌」を作り出そうとし、託されたのが中皇命であり額田王であったと述べる。題詞や作者が、現在の私たちに分かりにくいのは、そもそもそう設定されていなかったのだと論じてみせる。なるほど土佐氏がいうように、公開を前提としない「斉明メモ」ならば理解が届く。

一方天智朝では、行き届いた題詞ともなっており、公的な活躍とそれが記された「天智・鎌足資料」に基づいたものとなっていると語る。いずれの時点でも後宮での活躍であり、額田王の地位は女王または命婦に類したものであったと、律令国家との関係から位置づける。橋本達雄氏『万葉宮廷歌人の研究』の巫女的立場と文芸の女性とは別の角度から、みごとに二面性を解き明かしている。

第三章「神話」と儀礼の創出／解体 天武・持統朝」では、第三節において、人麻呂の作品は壬申の乱を歴史の境界とし、天智と天武とを新旧二つの王朝である観念的・意図的に演出している」と論ずる（『戦後文学』としての柿本人麻呂）。続く第四節「人麻呂登場」（新稿）では、その人麻呂について、人麻呂歌集が天武朝にあるにも関わらず、なぜ持統朝に、華々しく宮廷歌人として活躍したのかと、前章の額田王と同様に本質を問う。そして天武朝では、皇子宮での「褻の歌」としての人麻

呂歌集を作成し、持統朝には「晴の文学」、として日並皇子の神格化のために、「新たな神話」作りとして皇子挽歌を製作したと論ずる。氏の文体は硬質で凝縮された文体である。しかし天武朝をインデイズ、持統朝をメジャーデビューに例えるなど、柔軟な表現も盛り込み、時折読者を和ませる。

第四章「大宝律令」前後 文武朝・元明朝」は、「大神高市麻呂の復権」の論考からはじまる（第一節）。持統六年、伊勢行幸諫止上表以後の彼の官職辞職の可能性を述べ、十年後の復権のについて「従駕応詔」などの作品や、文武天皇の「述懐」（『懐風藻』）から文武が彼を復権した可能性を探っている。藻中で文武は「智」の不足と「拙心」の是正を述べ、これは文武が諫言を聞き入れる儒教的「明君」たるべく自らを位置づけるためで、忠臣を再評価することの表れであるとする。律令国家に置ける儒教精神の取り入れが、文武朝以降内面的・精神的なものとなる様を文芸作品から探り、よく理解が届く論となっている。第二節は大神高市麻呂の「従駕応詔」の従駕先を詩中に見られる「従駕上林春」から考察し、「上林」について詳述する補論となっている（『文武朝の行幸と「上林」——新稿——』）。

第五章「律令官人の夢想と現実 元明朝・聖武朝」の第三節「天平元年の班田と万葉集」は、まさに「律令国家と言語文化」

がどう結びつくかを考える好論である。笠金村の天平元年冬十二月の歌（9・一七八七〜九）が、都に近い「石上 布留の里」を歌うなど、天平元年の班田開連歌は、都から指呼の間で長期に帰宅できず、任務する苦しい経験を歌う点で共通するという。当事者ならではの特異な労苦の経験的実感を言語化したものであることを明らかにする。笠金村がそれを「妻恋しさ」として表したのは、「歌」は類型的に表現することしかできず、天平元年班田という事業が抱えていた制度問題の喩であり、笠金村・大伴三中・橘諸兄などのこれらの歌は、「述志」の歌として読み直すべきとする。

土佐氏は、我々が当たり前として見過ごしがちなものに、別な角度から光を当てることよって照らし出しながら核心に切り込んでいく。最も興味深かった、東歌について論じた、第一章第六節「東歌と仮名表記」（新稿）では、「東歌らしさ」を可視化しているのは、並置される「西歌」「南歌」のような部立が存在しないことから分かるように、交換可能な地名ではなく東国「方言」であるとす。また東歌が、一字一音の仮名表記であるのは、歌木簡にみられるような表音性を表すためではないとする。青柳を「安平楊木」と表意性が高い工夫された「音義兼用」の仮名を用いており、訓字表記を前提に作り出された

「仮名表記」は、目で読まれることを意図した（文字の歌）であつたと語る。

同じ仮名表記巻である巻五の吉田宜の書簡（大伴旅人への返信）や巻十七の池主の書簡（大伴家持への返信）に、相手の書簡と歌とを「吟諷」「吟詠」したことが記載されている。このことから書かれる歌も詠まれる歌であつたと考える書評者とは立場を異にするが、東歌に関する氏の論考は、説得的である。中央貴族が必要としていたのは、中央に了解可能な人工的な「方言」で適度な異質さであつた。律令国家は、唐の冊封体制の模倣をめざしたという。国家が地方にエキゾチズムを感じ、それを収載することよって、地方の文化をも領有しようという言葉は、よく耳にするが、たしかに理解不能なほど異質なものは、エキゾチズムとして領有できない。明快で非常に領かれる論説と考えられる。

諸氏もご存じのように、（注に示されているだけで）本書に未収の論文も多くある。さらに新たな著書も早晩上梓されるのではないかと期待が高まる。土佐氏の本質を問う、さらなる論考が待たれる。

（A5判 九〇六頁、汲古書院、二〇二〇年二月発行、定価二一〇〇円＋税）